

生産行程管理業務規程

平成30年10月26日

1 作成者

住所：タイ王国チェンライ県メースアイ郡ワーウィー地区三丁目787番地

名称：ウィサーハギットシユムシヨン グルム ドイチャーン コーヒー 하우스
バーン ドーイチャーン ムー3

代表者（管理人）の氏名及び役職：グループリーダー パナチャイ ピサイルート

2 農林水産物等の区分

(1) 区分名：第1類 農産物類

区分に属する農水林産物等：未加工飲料作物（コーヒー豆（生のものに限る））

(2) 区分名：第5類 農産加工品類

区分に属する農林水産物等：粉末飲料等（コーヒー豆（生のものを除く））

3 農林水産物等の名称

名称：ドイチャンコーヒー、ドイチャーンコーヒー、ドイチャングコーヒー、Doi
Chaang Coffee、Kafae Doi Chaang、กาแฟดอยช้าง

4 明細書の変更

ウィサーハギットシユムシヨン グルム ドイチャーン コーヒー 하우스
バーン ドーイチャーン ムー3（以下「生産者団体」という。）は、法第16条第1項の変更の
登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

- (1) 品種 生産者団体は、ほ場を巡回した際に、生産地域内にて育成されたコーヒーがすべて「アラビカ種」のコーヒーであることを確認する。
- (2) 栽培方法 生産者団体は、ほ場を巡回した際に、生産業者が指定生産地域内で栽培を行っているか否かを確認する。さらに収穫したコーヒー豆を集積場所に集めた際に、収穫物が、すべて生産地域内で栽培されたコーヒーか否かを確認する。
- (3) 「コーヒー豆（生豆）」の選果は、生産者団体が指定する集積所にて行うこととし、生産者団体の職員が選果状況に立ち会い確認を行うことで、出荷規格の基準及び最終製品を確認する。
- (4) 「コーヒー」の加工過程で発酵が適正に2回の工程を経て行われていることを生産者団体は立ち会って確認する。
- (5) 生産者団体の指定する焙煎場にて焙煎作業が行われる際、生産者団体の職員が立ち会うことで、生産者団体の基準を満たしているかを確認する。

(6) 臨時の調査

上記によるほか、明細書に記載の生産方法が遵守されていないことが疑われる場合には、生産者団体は臨時に、現地調査を実施し事実確認を行う。

6 明細書適合性の指導

- (1) コーヒーが明細書に従って生産されていないとき、あるいは、生産されたコーヒーの品質に問題があるときには、生産者団体は、当該製品の生産者に警告を行い、当該製品に登録標章を付して「ドイツチャンコーヒー」として販売することを禁止する。もし、生産者が従わない場合は、生産者団体は、その生産者を生産者団体から除名することができるものとする。
- (2) 生産者団体は、年に1回以上、構成員である生産者に対し、講習会等の機会を設け、明細書に記載の生産地・栽培方法・収穫・加工に関する各規準を遵守するよう指導する。

7 地理的表示等適切な使用の確保のために必要な措置

- (1) 生産者団体は、上記5に記載の出荷規格基準を満たした最終製品についてのみ、地理的表示である「ドイツチャンコーヒー」および登録標章（GI マーク）が使用されているかを確認する。この際、地理的表示である「ドイツチャンコーヒー」及び登録標章（GI マーク）が使用されている出荷用の包装容器についても確認を行う。
- (2) (1) の確認において、以下のコーヒーがないか、についても確認する。
 - ア 明細書に記載の生産方法の各規準を満たしていないものであるにもかかわらず、地理的表示である「ドイツチャンコーヒー」が使用されているコーヒー
 - イ 登録標章（GI マーク）のみが使用されているコーヒー
 - ウ 地理的表示である「ドイツチャンコーヒー」に類似する表示または登録標章（GI マーク）に類似する標章が使用されているコーヒー生産しているもの及びこれらの使用がされている、出荷用の段ボールなど生産者に対して日本へ輸出されるコーヒーへの地理的表示および登録標章の使用についての指導を行い、地理的表示および登録標章が、生豆および挽きコーヒー、焙煎コーヒーのラベルに適正に付されているか否かを確認する。

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

- (1) 生産者団体は、日本向けの「ドイツチャンコーヒー」について、上記7の確認を行う際に、以下の場合に該当するものを確認したときは、当該表示を行った生産業者に対して、警告を発し、是正を求める。また当該表示を許諾せず、当該製品を「ドイツチャンコーヒー」として販売することを禁止する。もし、生産業者が従わない場合は、生産者団体は、その生産業者を生産者団体から除名することができるものとする。
 - ア 明細書で示されている基準を満たしていないにもかかわらず、地理的表示である「ドイツチャンコーヒー」または登録標章(GI マーク)が使用されている場合

